

板橋区小規模保育事業の設備及び運営に関する要綱

(平成27年12月7日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（以下「小規模保育事業」という。）について、東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）その他法令に定めるもののほか、遵守すべき基準及び手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

2 この要綱において施設長とは、保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため、施設に就任する者を指す。

3 この要綱において管理者とは、保育の質の向上を目的とし、施設長に代わり運営管理業務を行うため、施設に就任する者を指す。

(小規模保育事業申請者の要件)

第3条 区長は、小規模保育事業を行う者（以下「小規模保育事業者」という。）として認可を受けようとする者について、児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げる基準を次の条件により審査するものとする。

- (1) 東京都又は近隣県で、認可保育所等の運営実績のある法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないこと。
- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 自らの資金で小規模保育事業所の内装工事等を行うことができること。
- (5) 直近の会計期間において、原則、債務超過となっていないこと。

(建築物の要件)

第4条 条例第28条第7号に規定する建物は、建築物の耐震診断及び耐震改修を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省184号）に定める方法により行った耐震診断により、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に当たっては、 I_s 値が0.7以上かつ q 値が1.0以上、木造の建築物にあっては、 I_w 値が1.1以上であることが確認された建築物とする。

(定員)

第5条 小規模保育事業所の定員は、6人から19人までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、小規模保育事業者と協議の上、定員を変更することができる。

(休業日)

第6条 小規模保育所の休業日（以下「休業日」という。）は、次に掲げる日とする

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要があると認めるときは、休業日を変更することができる。

（開所時間）

第 7 条 小規模保育事業所の開所時間は、原則として午前 7 時 15 分から午後 6 時 15 分までとする。

（小規模保育事業所 A 型の職員の配置基準）

第 8 条 配置する保育従事者の数は、条例第 29 条第 2 項各号に掲げる乳幼児の区分ごとに対応する保育従事者数で除して小数点第 1 位（小数点第 2 位以下切り捨て）まで求め、これらを合計して小数点以下を四捨五入して得た数に 1 を加えた数以上とする。

（小規模保育事業所 B 型の職員の配置基準）

第 9 条 配置する保育従事者の数は、条例第 31 条第 2 項各号の規定により算出した数以上の保育従事者を配置することとする。この場合において、配置する保育従事者の数は、保育士資格を有する常勤職員（小規模保育事業者と期間の定めのない労働契約を直接結んでいる者（1 年以上の期間の労働契約を結んでいる者を含む。）であって、当該施設において 1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上、常態的に継続して勤務し、原則として社会保険の被保険者である者をいう。以下同じ。） 1 人以上を含む 2 人以上とする。

（施設長）

第 10 条 施設長は、専任又は専任に準ずるものであり、次に掲げる要件のいずれかを満たしていなければならない。

- (1) 児童福祉事業に 2 年以上従事した者
- (2) 保育士の資格を有し、1 年以上実務経験がある者
- (3) 社会福祉士若しくは社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に 2 年以上従事した者（国又は保育に関する団体が実施する保育所長研修を受講し、終了した者に限る。）

（管理者）

第 11 条 管理者は、次に掲げる要件の全てを満たす者又は区長が適当と認めた者とする。

- (1) 専従（常勤）であること。
- (2) 有給であること。
- (3) 保育士等の配置基準とは別途配置されていること。
- (4) 児童福祉事業に 2 年以上の従事していた経験があること、またはこれと同等以上の能力を有すること（公的機関等の実施する所長研修等を受講し修了している等）。

（衛生管理）

第 12 条 条例第 14 条の規定による措置又は管理は、次に定めるところにより行うも

のとする。

(1) 調理又は調乳を行う職員については、定期的な健康診断に加え、月に1回以上の検便を実施すること。

(2) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）に定めるところに従い、雇入時の健康診断、雇入れの際又は調理若しくは調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検査結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。

（施設に備える書類）

第13条 東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第49条の規定により整備する記録は、別紙1に定める書類とする。

2 前項に定めるもののほか、区長が必要と認める書類があるときは、小規模保育事業者は、すみやかに記録を整備しなければならない。

（設置認可の手続等）

第14条 小規模保育事業所の設置認可を受けようとする設置主体は、児童福祉法第34条の15各号に基づき、地域型保育事業所設置認可申請書（別記第1号様式）に書類（別紙1）を添付し、認可を受けようとする日の30日前までに区長へ提出すること。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その施設の実地調査を行い、申請内容の事実確認を行わなければならない。

3 区長は、前項の規定により審査及び確認を行い、条件を満たしている者に特定地域型保育施設設置認可証を交付するものとする。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行する。

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

3 板橋スマート保育事業実施要綱（平成26年2月19日区長決定）は、この要綱の施行に伴い廃止する。

添付書類（詳細）一覧

職員関係

- 1 職員の履歴書の写し
- 2 職員の資格証明書（保育士登録書等）の写し
- 3 嘱託医契約書の写し
- 4 職員の雇用契約書の写し

※ 履歴書、資格証明書及び雇用契約書の提出は、保育士・小規模保育従事者研修等を受講済みの方が対象となる。

施設関係

- 1 建物の案内図（施設名、住所、最寄駅、遊戯場の位置が分かるもの）
- 2 建物の配置図（敷地全体を表示し、施設から公道までの2か所2方向避難経路を図示する。施設を2階以上に設置する場合は各階の経路も表示すること。）
- 3 建物の平面図（各施設を使用区分である歳児ごとに明示し、各面積、非常口の位置、各保育室からの避難経路を記載すること。）
- 4 建物建築時の建築確認申請書、確認済証の写し及び検査済証の写し
- 5 用途変更に係る建築確認申請書、確認済証の写し（100㎡を超える場合）
- 6 建物及び土地の登記事項証明書（自己所有物件でない場合は賃貸借契約書等）の写し
- 7 消防署から通知される「検査結果通知書」の写し
- 8 室内化学物質測定結果

運営関係

- 1 保育所規則、保育所就業規則
- 2 保育料計算書（区作成）
- 3 重要事項説明書
- 4 保険契約書の写し
- 5 保育計画（保育目標、保育課程、指導計画）
- 6 1日の保育のスケジュール
- 7 緊急時における対応方法（事故防止・災害対策）
- 8 苦情対応についての取組等（例：考え方、取組み、対応フロー、第三者委員等）

設置者関係

- 1 決算書（過去3期分）
- 2 今後5年間の収支計画書（公定価格決定後）
- 3 代表者の履歴書
- 4 登記事項証明書
- 5 定款
- 6 誓約書
- 7 役員名簿